

福祉こども総室  
＜上北地方福祉事務所＞

# 1 生活保護

## (1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度～平成29年度にかけては微増となっている。

平成28年度～平成29年度の町村別の被保護世帯数は、七戸町、横浜地、及び東北町で増加し、六戸町で減少している。

### ① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度	世帯数	指数	対前年度比
平成25年度	1,103	102.4	102.4
平成26年度	1,109	103.0	100.5
平成27年度	1,107	102.8	99.8
平成28年度	1,115	103.5	100.7
平成29年度	1,125	104.4	100.8

### ② 町村別被保護世帯数（平成29年度 単位：世帯数）

区分 町村名	世帯数	対前年度比
野辺地町	247	100.0
七戸町	200	105.2
六戸町	103	97.1
横浜町	98	101.0
東北町	354	100.5
六ヶ所村	123	97.6
計	1,125	100.8

ア 平成29年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は平成25年度の57.8%から64.3%と6.5ポイントの増加、その他世帯は平成25年度の11.1%から11.4%と0.3ポイント増加している。

逆に、母子世帯は平成25年度の2.9%から2.3%と0.6ポイントの減少、傷病・障害世帯は平成25年度の28.2%から21.1%と6.9ポイント減少している。

世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成25年度		560	78	638	32	215	96	311	67	55	122
平成26年度		581	80	661	27	197	87	284	81	55	136
平成27年度		596	81	677	26	184	75	259	82	63	145
平成28年度		619	81	700	25	184	69	253	81	56	137
平成29年度		643	81	724	26	184	53	237	74	54	128
内訳	野辺地町	137	18	155	5	39	13	52	23	13	36
	七戸町	103	10	113	7	36	15	51	13	16	29
	六戸町	67	5	72	2	19	3	22	3	3	6
	横浜町	55	7	62	2	16	5	21	7	7	14
	東北町	213	14	227	8	58	19	77	14	10	24
	六ヶ所村	68	14	82	2	16	9	25	14	6	20

イ 平成29年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は9.6%で、平成25年度の10.1%に比べわずかながら減少している。

① 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		働いている者がいる世帯						無稼働
		世帯主が働いている					世帯員働	
		常用	日雇	内職	その他	計		
平成25年度		44	1	5	22	72	39	992
平成26年度		51	1	5	17	74	38	997
平成27年度		51	2	5	16	74	46	987
平成28年度		51	1	6	17	75	40	1,000
平成29年度		52	0	4	19	75	33	1,017
内訳	野辺地町	16	0	0	5	21	9	217
	七戸町	12	0	1	3	16	9	175
	六戸町	5	0	1	4	10	3	90
	横浜町	4	0	0	1	5	2	90
	東北町	12	0	1	6	19	7	328
	六ヶ所村	2	0	1	0	3	4	117

## (2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成24年度～平成25年度は増加傾向にあったが、平成26年度からは微減となり、平成28年度～平成29年度は横ばいである。

平成28年度～平成29年度を町村別に見ると、七戸町、横浜町及び東北町が増加し、野辺地、六戸町及び六ヶ所村が減少している。

### ① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度	区分	人員数	指数	対前年度比
平成25年度		1,465	101.5	101.5
平成26年度		1,454	100.7	99.2
平成27年度		1,440	99.7	99.0
平成28年度		1,431	99.1	99.4
平成29年度		1,431	99.1	100.0

### ② 町村別月平均被保護人員（平成29年度 単位：人）

町村名	区分	人員数	対前年度比
野辺地町		310	96.8
七戸町		267	105.9
六戸町		126	93.3
横浜町		134	103.0
東北町		438	100.2
六ヶ所村		155	98.1
計		1,431	100.0

## (3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっている。

平成28年度～平成29年度を町村別に見ると、七戸町、横浜町及び東北町が増加し、野辺地町、六戸町及び六ヶ所村が減少している。

### ① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

町村名	年度	25	26	27	28	29
野辺地町		25.2	26.2	24.9	24.0	23.6
七戸町		16.9	16.3	16.5	16.3	17.5
六戸町		12.7	12.3	13.0	13.0	12.0
横浜町		27.8	28.0	28.6	29.4	30.2
東北町		22.7	23.3	23.6	24.6	25.0
六ヶ所村		15.1	14.8	15.1	15.1	14.8
管内		19.7	19.8	19.9	19.9	20.1
県		22.7	22.9	23.1	23.2	23.3
国		17.0	17.0	17.0	16.9	16.7

#### (4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成25年度以降の保護の申請件数は140～170件台、保護の開始件数は90～120件台で推移しており、ほぼ毎年増減を繰り返している。

一方、廃止件数は、平成25年度以降微増傾向にあったが、平成27年度以降は減少傾向となっている。なお、平成26年度以降、死亡によるものが半数を超えて推移している。

##### ① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

年度 \ 区分	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成25年度	176	125	31	20	93
平成26年度	158	91	40	27	99
平成27年度	167	107	39	21	94
平成28年度	145	92	35	18	91
平成29年度	124	91	21	12	86

#### (5) 保護費の状況

平成29年度における保護費の支出総額は、約21億3,200万円であり、平成28年度の約20億9,700万円に比べ1.6%増加している。支出総額のうち、医療扶助は50.4%となっており高い比重を占めている。

(単位：円)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	就労自立給付	計
野辺地町	150,287,381	47,064,059	915,883	59,520	1,915,733	0	1,183,996	1,350,538	9,999,511	46,167	212,822,788
七戸町	120,157,059	22,879,137	1,388,138	231,860	1,637,544	0	603,664	0	7,559,130	0	154,456,532
六戸町	61,488,010	14,976,101	643,364	200,620	822,038	0	638,939	429,539	9,518,848	0	88,717,459
横浜町	59,337,826	10,219,601	1,261,399	38,086	1,099,854	0	919,104	4,860	16,496,522	0	89,367,252
東北町	225,597,046	67,068,163	1,378,421	390,615	4,597,920	0	1,586,241	610,241	16,777,410	62,776	318,067,833
六ヶ所村	81,339,605	12,687,363	398,988	3,700	1,170,684	0	200,195	0	3,980,991	0	99,781,536
小 計	688,206,927	174,884,424	5,986,193	924,401	11,243,773	0	5,141,139	2,395,178	64,322,412	108,943	963,213,300
支払基金 支払分					1,065,784,687						1,065,784,687
国保連 支払分				103,885,499							103,885,499
合 計	688,206,927	174,884,424	5,986,193	104,819,900	1,077,028,460	0	5,141,139	2,395,178	64,322,412	108,943	2,132,893,576

## 2 児童福祉

### (1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

### 3 母子（父子・寡婦）福祉

#### (1) 母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成25年度から平成29年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	25	26	27	28	29
生活一般	住 宅		1	3	7	11	3
	医 療 ・ 健 康		9	39	12	20	8
	家 庭 紛 争		2	10	1	12	4
	就 労		140	165	43	58	62
	結 婚		0	0	0	1	0
	養 育 費		0	6	1	2	2
	借 金		4	11	4	4	6
	そ の 他		17	32	9	11	12
	小 計		173	266	77	119	97
児 童	養 育		99	24	7	13	7
	教 育		3	1	7	4	5
	非 行		0	0	0	0	0
	就 職		2	0	1	3	2
	そ の 他		0	5	0	3	4
	小 計		104	30	15	23	18
経 済 活 支 援 援 護	母子・父子福祉資金		1,035	1,105	1,105	1,380	1,027
	寡 婦 福 祉 資 金		7	9	16	30	112
	公 的 年 金		0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当		1	5	0	0	3
	生 活 保 護		3	1	3	3	0
	税		2	8	0	5	1
	そ の 他		0	9	8	9	15
	小 計		1,048	1,137	1,132	1,427	1,158
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)		0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)		0	0	0	0	0
	母子世帯向公営住宅(27 条)		0	0	0	0	0
	母子福祉施設の利用		0	0	0	1	0
	母子生活支援施設 (38 条)		1	0	0	0	0
	小 計		1	0	0	1	0
合 計		1,326	1,433	1,224	1,570	1,273	

(十和田市及び三沢市を含む)

## (2) 母子(父子・寡婦)福祉資金貸付状況

平成29年度の母子(父子)福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	10	4,862,000	47	22,380,000	57	27,242,000	0	0	1	300,000	1	300,000	0	0	0	0	0	0
高校(一般)分	0	0	26	6,348,000	26	6,348,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修(一般)分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学(一般)分	0	0	3	1,920,000	3	1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(特別)分	7	2,552,000	8	3,516,000	15	4,362,000	0	0	1	300,000	1	300,000	0	0	0	0	0	0
専修(特別)分	3	3,100,000	3	3,000,000	4	4,080,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学(特別)分	0	0	7	7,596,000	7	7,596,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	1	120,000	1	120,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	2	1,056,000	2	1,056,000	0	0	1	780,000	1	780,000	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	1	720,000	1	720,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	11	3,238,000	0	0	11	3,238,000	1	310,000	0	0	1	310,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	1	90,000	0	0	1	90,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	4	898,000	0	0	4	898,000	1	310,000	0	0	1	310,000	0	0	0	0	0	0
専修分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	1	90,000	0	0	1	90,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	5	2,160,000	0	0	5	2,160,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22	8,340,000	51	24,276,000	73	32,616,000	1	310,000	2	1,080,000	3	1,390,000	0	0	0	0	0	0



### (3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

平成29年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、62.3%で平成28年度の61.2%より1.1ポイント改善した。また、収入未済額は、平成28年度の30,593,983円に比べ1,558,519円改善した。寡婦福祉資金の償還率は、71.4%で平成28年度の67.1%よりも4.3ポイント改善した。また、収入未済額は、平成28年度の587,920円に比べ81,626円改善した。当総室の父子福祉資金利用者の償還は平成29年度から始まり、償還率は100%である。

収入未済の解消については、管内各地に償還協力員を配置するなど、継続して取り組んでいる。

種別		調定年度	現年度				過年度				計			
			調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金		46,580,910	44,122,758	2,458,152	94.7%	30,491,305	3,923,434	26,567,871	12.9%	77,072,215	48,046,192	29,026,023	62.3%
	利子		4,975	3,139	1,836	63.1%	19,980	12,375	7,605	61.9%	24,955	15,514	9,441	62.2%
	計		46,585,885	44,125,897	2,459,988	94.7%	30,511,285	3,935,809	26,575,476	12.9%	77,097,170	48,061,706	29,035,464	62.3%
	(県合計)		254,155,485	231,525,764	22,629,721	91.1%	234,885,913	20,015,947	214,869,966	8.5%	489,041,398	251,541,711	237,499,687	51.4%

種別		調定年度	現年度				過年度				計			
			調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
父子福祉資金	元金		72,888	72,888	0	100.0%	0	0	0	-	72,888	72,888	0	100.0%
	利子		0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計		72,888	72,888	0	100.0%	0	0	0	-	72,888	72,888	0	100.0%
	(県合計)		276,757	260,089	16,668	94.0%	58,333	0	58,333	0.0%	335,090	260,089	75,001	77.6%

種別		調定年度	現年度				過年度				計			
			調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金		1,180,044	1,180,044	0	100.0%	587,290	80,996	506,294	13.8%	1,767,334	1,261,040	506,294	71.4%
	利子		0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計		1,180,044	1,180,044	0	100.0%	587,290	80,996	506,294	13.8%	1,767,334	1,261,040	506,294	71.4%
	(県合計)		4,692,367	4,590,828	101,539	97.8%	5,828,557	485,226	5,343,331	8.3%	10,520,924	5,076,054	5,444,870	48.2%

## 4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成 13 年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 26 年 1 月から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる）が施行されたことに伴い、平成 14 年 4 月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員 1 名が対応している。

平成 29 年度の女性相談の相談者数は 20 人で、延件数は 33 件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は 13 人、延件数は 21 件で、全て女性からの相談となっている。

### (1) 女性相談受付状況

#### ①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談		メール	その他	合計
		(再掲)		夜間相談 (17 時以降 の電話相談)						
		来所 指示等	の 外 相 談 人 から							
25	実人員(人)	14	2	1	3	16				33
	相談延べ件数(件)	27	2	1	10	38				75
26	実人員(人)	10	3	1	4	11			1	26
	相談延べ件数(件)	22	3	4	35	26			2	85
27	実人員(人)	9	1		2	8				19
	相談延べ件数(件)	19	1		5	10				34
28	実人員(人)	13	1		1	2				16
	相談延べ件数(件)	44	1		2	6				52
29	実人員(人)	8			2	10				20
	相談延べ件数(件)	15			2	16				33

②相談経路（実人員）

年 度	区 分	計	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	労 働 機 関	民 間 シ ェ ル タ ー	知 人 縁 故 関 係	そ の 他
	電 話	16	13						1						2	
	計	33	18				1	1	11						2	
26	来所・巡回等	15	9					1	5							
	電 話	11	9						1						1	
	計	26	18					1	6						1	
27	来所・巡回等	11	3	1			1	1	4						1	
	電 話	8	5						2						1	
	計	19	8	1			1	1	6						2	
28	来所・巡回等	14	10				1		3							
	電 話	2							2							
	計	16	10				1		5							
29	来所・巡回等	10	7				1		2							
	電 話	10	9						1							
	計	20	16				1		3							

③主 訴（実人員）

平成 22 年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成 24 年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

年 度	計	人 間 関 係											経 済 問 題			医 療 関 係			住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	※ 5 条 違 反											
		夫 等		子 ども		親 族		交 際 相 手		そ の 他 の 者 か ら の 暴 力	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職	そ の 他							病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 出 産	そ の 他							
		夫 等 の 暴 力	薬 物 中 毒 ・ 酒 乱 問 題	離 婚 の 他	そ の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 の 暴 力																				そ の 他 の 親 族 の 暴 力	そ の 他	交 際 相 手 か ら の 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 か ら の 暴 力	そ の 他	そ の 他	そ の 他
25	33	18	2	2		1	1			2									5			1													
26	26	14	4	1			2			1												1													
27	19	11	2	2					1								1																		
28	16	12	1	1								1					1																		
29	20	4	8	2			1	1									1																		

※売春防止法第5条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6月以下の懲役又は1万円(2万円)以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

年度	区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	移 送 婦人相談所・婦人相談員へ	移 送 他府県の婦人相談所へ	移 送 その他の関係機関・施設へ	助言・指導のみ	その他	合計
26							5			21		26
27										19		19
28						1				15		16
29										20		20

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数（延件数）

平成 26 年 1 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成 26 年 1 月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。

年度		合計			合計	加害者との関係					
		女性	男性	配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)			
				届出有		届出なし		届出有無不明	交際相手	元交際相手	
25	来所	27	26	1	27	21	3		2	1	
	電話	20	20		20	19			1		
	その他	10	10		10	9			1		
	合計	57	56	1	57	49	3		4	1	
26	来所	13	13		13	9	3		1		
	電話	30	30		30	16	1		13		
	その他	22	22		22	13	1		6	2	
	合計	65	65		65	38	5	0	20	2	0
27	来所	11	11		11	8			3		
	電話	13	13		13	11			2		
	その他	5	5		5	4			1		
	合計	29	29		29	23			6		
28	来所	18	18		18	18					
	電話	23	23		23	23					
	その他	3	3		3	3					
	合計	44	44		44	44					
29	来所	8	8		8	8					
	電話	12	12		12	10			1	1	
	その他	1	1		1	1					
	合計	21	21		21	19			1	1	

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
25	3	3	0
26	2	2	0
27	2	2	0
28	2	2	0
29	0	0	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
25	4	4	0
26	1	1	0
27	1	1	0
28	0	0	0
29	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度	合 計			通 報
		女 性	男 性	
25	2	2	0	1
26	0	0	0	0
27	0	0	0	0
28	0	0	0	0
29	0	0	0	0

※「女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。

※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。